

学校給食費についての

「Q & A」

～保護者のみなさまへ～



◆学校給食費に関するお問い合わせ◆

海田町教育委員会学校教育課 学校教育係

電話 082-823-9216 FAX 082-823-9256

目 次

1 公会計化について

- Q 1-1 学校給食費の公会計化とは何ですか？
- Q 1-2 これまで（令和3年度まで）と何が変わりますか？

2 学校給食費について

- Q 2-1 学校給食費の額はいくらですか？
- Q 2-2 値上がりするのですか？
- Q 2-3 学校給食費の額は、どのように決めているのですか？
- Q 2-4 わたしがいつ、いくら払えばいいのか、お知らせはありますか？

3 学校給食費の調整について

- Q 3-1 学校給食費の調整とは何ですか？
- Q 3-2 なぜ調整が必要なのですか？
- Q 3-3 学校で給食を食べなかったら、すべて調整してもらえるのですか？
- Q 3-4 どのような場合に調整してもらえますか？

4 学校諸費について

- Q 4-1 学校諸費とは何ですか？
- Q 4-2 学校諸費も町に支払うことになるのですか？

5 学校給食費の支払いについて

- Q 5-1 学校給食費の支払い方法は、どのようになりますか？
- Q 5-2 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？
- Q 5-3 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？
- Q 5-4 納付書はコンビニで使えますか？
- Q 5-5 うっかり納付期限が過ぎてしまいました。どうしたらいいですか？
- Q 5-6 学校に直接、学校給食費のお金を持って行ってもいいですか？
- Q 5-7 納付書で支払える金融機関はどこですか？

6 口座振替に使用する口座について

- Q 6-1 学校諸費の引き落とし口座と同じ口座から振替をしたい場合も、手続きは必要ですか？

- Q 6 - 2 学校諸費の引き落とし口座と違う口座を登録できますか？
- Q 6 - 3 きょうだいがあります。それぞれ違う口座を登録することができますか？
- Q 6 - 4 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか？
- Q 6 - 5 一度登録した口座を変更したいのですが、どうしたらよいですか？

7 就学援助を受けている場合の学校給食費の支払いについて

- Q 7 - 1 就学援助とは何ですか？
- Q 7 - 2 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどのようになりますか？
- Q 7 - 3 就学援助が認定されるまでは、学校給食費は支払わなければなりませんか？

8 生活保護費受給世帯の学校給食費の支払いについて

- Q 8 - 1 生活保護費を受給していますが、学校給食費の支払いはどうなりますか？
- Q 8 - 2 生活保護を受ける前の学校給食費はどのようになりますか？

9 学校給食費の滞納について

- Q 9 - 1 学校給食費を滞納している家庭には、どのような取組をしていますか？
- Q 9 - 2 それでも学校給食費を滞納している場合は、どのようになりますか？

10 学校給食の申込について

- Q10-1 現在、子どもが年長で、4月から海田町立小学校へ入学する予定です。学校給食費に係る必要な手続きはありますか？
- Q10-2 海田町外の小中学校から海田町立学校へ転入学予定です。学校給食費に係る必要な手続きはありますか？
- Q10-3 現在、子どもが小学生ですが、中学生になるときに改めて手続きが必要となりますか？
- Q10-4 現在、子どもが小学校に通っていますが、中学校は私立を受験予定です。何か手続きが必要ですか？
- Q10-5 書類を書き間違えた場合は、どうすればいいですか？
- Q10-6 納入義務者が変わった場合、何か手続きが必要ですか？

11 食物アレルギー等による学校給食費の減額について

- Q11-1 食物アレルギー等による学校給食費の減額は、どのような手続きが必要ですか？
- Q11-2 停止していた飲用牛乳（または主食）の提供を再開したい場合、どのような手続きが必要ですか？

12 学校給食申込内容を変更する場合の手続きについて

- Q12-1 納入義務者や住所等が変更した場合は、どのような手続きが必要ですか？
- Q12-2 変更の手続きにおいて気を付けることはありますか？
- Q12-3 学校を長期欠席するため、変更の手続きを完了していましたが、予定より早く学校へ行けそうです。どうすればいいですか？

Q & A

1 公会計化について

Q 1-1 学校給食費の公会計化とは何ですか？

A 1-1 これまで（令和3年度まで）各学校が保護者の皆さまから徴収していた学校給食費を、町が代わりに徴収すること、また食材を購入したお金を、町がそれぞれのお店（お肉屋さん、八百屋さんなど）に支払うことを、学校給食費の公会計化といいます。

Q 1-2 これまで（令和3年度まで）と何が変わりますか？

A 1-2 学校給食費の公会計化後は、次の4点が変わります。

- ① 学校給食費の支払い先が、学校から海田町に変わります。
- ② 町内に支店がある9つの金融機開口座から引き落としができません。
- ③ 第1期から第9期（4月と8月を除いて原則、毎月末日）は同じ金額をお支払いいただき、第10期（3月末日）で金額を調整します。
- ④ 入学時や給食を長期欠食する時などに、書類の提出が必要です。

2 学校給食費について

Q 2-1 学校給食費の額はいくらですか？

A 2-1 令和5年度は、次のとおりです。変更する場合は、事前に保護者の皆さまへお知らせします。

区分	1食当たりの単価	月額(第1期(5月末日)～第9期(2月末日))	月額(第10期(3月末日))※
小学校	260円	5,200円	3,900円 ～6,500円
中学校	300円	6,000円	4,500円 ～7,500円

※年間給食回数を195日～205日とした場合の目安です。

Q 2-2 値上がりするのですか？

A 2-2 現時点において、1年間でお支払いいただく金額に、変更はありません。なお、近年、食材価格が高騰する中で、献立を工夫して対応していますが、現行の学校給食費では、学校給食において摂取すべきエネルギー量や栄養素を充足することが難しくなっています。そこで、令和4年度及び令和5年度は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（令和4年度：1食当たり15円分、令和5年度：1食当たり28円分）を活用することで、保護者の皆さまの負担を増やすことなく栄養バランスや量を保った学校給食の提供に努めています。

Q 2-3 学校給食費の額は、どのように決めているのですか？

A 2-3 1食当たりの単価に、1年間で給食を実施した回数をかけて決定します。第1期（5月末日）～第9期（2月末日）までは、同じ金額（小：5,200円、中：6,000円）をお支払いいただき、第10期（3月末日）は、1年間で給食を実施した回数によって調整した金額をお支払いいただきます。

<お支払いイメージ>

小学校が、1年間で195回給食を実施した場合

第1期（5月末日） ～第9期（2月末日）	第10期 （3月末日）	学校給食費の額
5,200円×9期 =46,800円	3,900円	260円×195日 =50,700円

※4月と8月は、納期の設定はありません。

$$\begin{array}{l} [1食当たりの単価] \times [1年間で給食を実施した回数] = [学校給食費の額] \\ 260円 \quad \times \quad 195回 \quad \quad \quad = 50,700円 \end{array}$$

$$\begin{array}{l} [学校給食費の額] - [第1期～第9期の額] = [第10期の額] \\ 50,700円 - (5,200円 \times 9期) = 3,900円 \end{array}$$

Q 2 - 4 わたしがいつ、いくら払えばいいのか、お知らせはありますか？

A 2 - 4 毎年5月の初旬に、第1期から（※町外学校からの転入学により年度途中から海田町の学校給食を申込された場合は、対象期から）第9期までの学校給食費の決定に係る通知を送付する予定です。また、調整後の第10期（3月末日）の金額についても、3月中旬以降に送付する予定です。納付期限（お支払いいただく期限日）も書いてありますので、ご確認ください。

3 学校給食費の調整について

Q 3 - 1 学校給食費の調整とは何ですか？

A 3 - 1 第10期（3月末日）に、第9期（2月末日）までにお支払いいただいた金額と、1年間の学校給食費を比較して、精算すべき金額をお支払いいただくことです。学校給食の実施回数が少なく、お支払いいただいた金額の方が多かった場合も、精算をしてお返しします。年度の途中で転校した場合も、転校日までにお支払いいただいた金額と、転校日までの学校給食の実施回数によって計算した学校給食費を比較して、精算を行います。

Q 3 - 2 なぜ調整が必要なのですか？

A 3 - 2 1年間の学校給食の実施回数は、大雨等による臨時休業や、遠足等の行事により、学校や学年によって異なります。そのため、第10期において学校給食費の調整をします。

Q 3 - 3 学校で給食を食べなかったら、すべて調整してもらえるのですか？

A 3 - 3 急な発熱やけがなどで学校を休む場合は、調整の対象になりません。また、連続して学校を休む日が4日以下（学校休業日を除く）の場合も調整の対象になりません。これは、事前に行う食材の発注に対応できないためです。ご理解をお願いします。

Q 3-4 どのような場合に調整してもらえますか？

A 3-4 次のとおりです。

調整の対象	調整の条件
病気などで連続して5日以上(学校休業日を除く)欠席する場合	届け出のあった日から5日後(土日祝日を除く)の学校給食費から調整 ※手続き方法については、Q11、Q12をご確認ください。
年度の途中で、海田町立学校以外へ転校する場合	
食物アレルギーなどが原因で、年間を通した給食内容を変更する場合	
感染防止対策、気象警報発令などにより、学校が臨時休業、学年、学級閉鎖等となった場合	学校給食の停止を決定した時期によって、調整する金額を決定 詳しくは別途お知らせします。
災害等により学校給食の提供ができなかった場合	学校給食を提供できない期間全体を減額

4 学校諸費について

Q 4-1 学校諸費とは何ですか？

A 4-1 学用品費、学級費、クラブ費、PTA会費、修学旅行費、校外活動費など学校に直接お支払いいただく費用のことです。

Q 4-2 学校諸費も町に支払うことになるのですか？

A 4-2 なりません。学校諸費は、学校ごとに種類や集める時期、金額などが違うため、学校からのお知らせに基づいて、学校で集金を行います。

5 学校給食費の支払いについて

Q 5-1 学校給食費の支払い方法は、どのようになりますか？

A 5-1 原則として、保護者の方の金融機関口座から口座振替となります。やむを得ず、口座振替によるお支払いができない場合は、納付書を送付しますので、納付書を利用して金融機関窓口でお支払いください。

Q 5-2 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？

A 5-2 かかりません。なお、学校諸費の引き落としには、これまでと同様に手数料がかかります。

Q 5 - 3 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？

A 5 - 3 再振替はありません。町から納付書を送付しますので、金融機関窓口でお支払ください。

Q 5 - 4 納付書はコンビニで使えますか？

A 5 - 4 使えません。指定の金融機関窓口で納付してください。

Q 5 - 5 うっかり納付期限が過ぎてしまいました。どうしたらよいですか？

A 5 - 5 納付書に記載の納期限が過ぎている場合も、そのまま納付書が使えますので、速やかにお支払ください。

Q 5 - 6 学校に直接、学校給食費のお金を持って行ってもいいですか？

A 5 - 6 学校では学校給食費のお預かりはいたしません。口座振替ができなかった場合には、納付書を送付しますので、金融機関窓口でお支払ください。

Q 5 - 7 納付書で支払える金融機関はどこですか？

A 5 - 7 口座引き落としが利用可能な金融機関と同様に、町内に支店がある9つの金融機関でお支払いいただけます。

6 口座振替に使用する口座について

Q 6 - 1 学校諸費の引き落とし口座と同じ口座から振替をしたい場合も、手続きは必要ですか？

A 6 - 1 必要です。書類②「海田町学校給食費口座振替依頼書」（以下、書類②）を、口座振替を希望される金融機関へ直接提出してください。

Q 6 - 2 学校諸費の引き落とし口座と違う口座を登録できますか？

A 6 - 2 できます。

Q 6 - 3 きょうだいがあります。それぞれ違う口座を登録することができますか？

A 6 - 3 できません。納入義務者が同じ方であれば、口座の登録は1つのみ可能です。

Q 6 - 4 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか？

A 6 - 4 大丈夫です。この場合は、書類②の「納入義務者等」の欄に、保護者の方のお名前等を記入して押印をし、「口座名義人」の欄には口座名義人のお名前の記入と「お届け印」欄に金融機関届印の押印をお願いします。

Q 6 - 5 一度登録した口座を変更したいのですが、どうしたらよいですか？

A 6 - 5 書類②を、口座振替を希望される金融機関へ直接提出してください。なお、金融機関での手続きに時間がかかるため、原則、提出された月からの変更はできません。翌月分からの変更となりますので、ご了承ください。

7 就学援助を受けている場合の学校給食費の支払いについて

Q 7 - 1 就学援助とは何ですか？

A 7 - 1 小中学校に通学されているお子さまの保護者の方などに対し、経済的な理由で就学に援助が必要な場合、その費用の一部を審査のうえ助成する制度です。詳しくは、海田町教育委員会学校教育課学校教育係（直通 082-823-9216）までお問い合わせください。

Q 7 - 2 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどのようになりますか？

A 7 - 2 就学援助の認定を受けている世帯の児童・生徒の学校給食費については、就学援助費から自動的に町に納付されますので、保護者の方が学校給食費を納付する必要はありません。ただし、就学援助の申請中で、まだ認定されていない場合や、就学援助が停止または廃止となった場合などは、認定されるまでの間、保護者の方が学校給食費を納付する必要があります。

Q 7 - 3 就学援助が認定されるまでは、学校給食費は支払わなければなりませんか？

A 7 - 3 認定されるまでは、学校給食費のお支払いが必要です。なお、就学援助がさかのぼって認定された場合、認定された日以後の学校給食費は納付する必要はないため、すでに口座から引き落とされた学校給食費がある場合は、認定された日以後の学校給食費をお返しします。

8 生活保護費受給世帯の学校給食費の支払いについて

Q 8-1 生活保護費を受給していますが、学校給食費の支払いはどうなりますか？

A 8-1 生活保護を受給している世帯の児童・生徒の学校給食費については、生活保護費から自動的に町に納付されますので、保護者の方が学校給食費を納付する必要はありません。手続きや提出書類など、生活保護の詳しいことについては、海田町福祉保健部社会福祉課（直通 082-823-9220）へお尋ねください。

Q 8-2 生活保護を受ける前の学校給食費はどのようになりますか？

A 8-2 生活保護を受ける前の学校給食費については、保護者の方の負担となります。また、受給していた生活保護が停止・廃止となった場合も、保護者の方の負担となります。

9 学校給食費の滞納について

Q 9-1 学校給食費の支払が遅れている家庭には、どのような取組をしていますか？

A 9-1 納付期限までにお支払いが確認できない場合は、督促状や催告書をお送りし、自主的に納付していただくようお願いしています。

Q 9-2 それでも学校給食費を滞納している場合は、どのようになりますか？

A 9-2 電話連絡や家庭訪問を実施します。支払い能力があるにも関わらず、これらの対応に応じていただけない場合には、裁判所への法的措置を含めて、厳正な対処をさせていただきます。

10 学校給食の申込について

Q10-1 現在、子どもが年長で、4月から海田町立小学校へ入学する予定です。学校給食費に係る必要な手続きはありますか？

A10-1 12月初旬頃に、入学通知書と併せて、学校給食費に係るお知らせをご自宅へ郵送します。（12月1日時点で海田町内に住民票があるお子様が対象）必要な手続きをご確認ください。なお、12月1日以降に海田町内に転入される場合は、海田町住民課での転入手続き後、海田町教育委員会学校教育課へお越しくください。必要な書類をお渡しします。

Q10-2 海田町外の小中学校から海田町立学校へ転入学予定です。学校給食費に係る必要な手続きはありますか？

A10-2 海田町住民課での転入手続き後、学校教育課へお越してください。必要な書類（書類①「海田町学校給食申込書」及び書類②「海田町学校給食費口座振替依頼書」）をお渡しします。

Q10-3 現在、子どもが小学生ですが、中学生になるときに改めて手続きが必要となりますか？

A10-3 小学校からの申込内容に変更がない限り、再度の手続きは必要ありません。

Q10-4 現在、子どもが小学校に通っていますが、中学校は私立を受験予定です。何か手続きが必要ですか？

A10-4 私立の中学校に通われることが確実に決まった場合は、速やかに、書類④「海田町学校給食（変更・停止・再開）届」（以下、書類④）学校へ提出してください。

Q10-5 書類を書き間違えた場合は、どうすればいいですか？

A10-5 各小中学校のほか、海田町教育委員会に予備がありますので、お申し出ください。また、書類②以外は、海田町（学校教育課）のホームページにも掲載しています。

Q10-6 納入義務者（書類①に記載された保護者）が変わった場合、何か手続きが必要ですか？

A10-6 書類②に変更後の納入義務者名及び口座情報等を記入し、口座振替を希望される金融機関へ直接提出してください。また、書類④に変更内容を記入し、学校へ提出してください。用紙は、学校または海田町教育委員会でお渡しすることができます。また、書類②以外は、海田町（学校教育課）のホームページにも掲載しています。

11 食物アレルギー等による学校給食費の減額について

Q11-1 食物アレルギー等による学校給食費の減額は、どのような手続きが必要ですか？

A11-1 飲用牛乳、主食（米飯・パン）について食物アレルギー等のある方で、当該食材を1年を通して停止する必要がある方について対

応します。対象者は事前に学校に相談の上、書類③「海田町食物アレルギー等による学校給食費減額申請書」を必要書類とあわせて学校へ提出してください。

Q11-2 停止していた飲用牛乳（または主食）の提供を再開したい場合、どのような手続きが必要ですか？

A11-2 提供の再開を希望する日の5日前（土日祝日を除く）までに、書類④を学校へ提出してください。なお、提供の再開日については、学校と相談の上、決定することとなります。

12 学校給食申込内容を変更する場合の手続きについて

Q12-1 納入義務者や住所等が変更した場合は、どのような手続きが必要ですか？

A12-1 次のような場合には、書類④の提出が必要です。学校給食を変更・停止・再開することが決定した時に、学校へ提出してください。

① 書類①の申込内容（学校名（進学先の決定なども含む）、納入義務者等）に変更が生じた場合

※氏名及び住所については、原則、海田町の住民票上の氏名及び住所が自動反映されますので、書類④を提出していただく必要はありません。なお、学校給食関係の文書の送付先を変更されたい場合は、書類④を学校へ提出してください。（例：納入義務者が単身赴任で町外住所となったが、文書の送付先は海田町内の保護者宛としたい場合等）

※住民票が海田町外にある場合は、自動反映されませんので、書類④を学校へ提出してください。

② 学校給食の提供を停止する場合

③ 停止していた学校給食の提供を再開する場合

Q12-2 変更の手続きにおいて気を付けることはありますか？

A12-2 学校給食の内容を変更・停止する日、停止していた学校給食を再開する日の5日前（土日祝日を除く）までに学校へ申請してください。申請後5日目から、申請内容を学校給食に反映することができます。

Q12-3 学校を長期欠席するため、変更手続きを完了していましたが、予定より早く学校へ行けそうです。どうすればいいですか？

A12-3 改めて書類④を学校へ提出してください。ただし、書類④を提出された場合においても、学校へ届け出た日の5日後から、学校給食再開となりますので、それまでに登校することがあれば、お弁当をご用意いただくこととなります。